

南北朝後期における室町幕府政治史の再検討（中）

——康暦の政変以後の政治過程と細川氏・山名氏・土岐氏——

山 田 徹

第二章 康暦の政変以後の政治過程

一 史料にみえる政治状況の断片

政変以後をどうみるか 康暦元年（一三七九）閏四月一四日、反対派（以下、反細川派⁶⁶と表記する）の動きを受けて細川頼之は足利義満から四国への下向を命じられ、それに従った。このとき、『後愚昧記』の同日条には「佐々木大膳大夫高秀并土岐伊与入道等以下一揆衆所行也、大樹同意之由、或称之」とあり、佐々木京極高秀や土岐直氏らの「一揆衆」に義満が同意しているという風説を載せているが、その一方で『後深心院関白記』の同日条には「大樹一人鼯鼠」とも記し、義満が頼之を最後まで鼯鼠していたと記している。これは真逆の内容であるようにもみえるが、後述するような以後の義満の動きを考えると、『後愚昧記』の記す風説を信用するよりは、『後深心院関白記』の示すように、義満の本心は最後まで頼之を鼯鼠するものであり、このとき下向を命じたのは、あくまで当座を穩便にやりすごすためだったと考えるのが無難だろう。

たしかに、頼之没落の直後に斯波義将が管領に任じられて以後、幕府の表面上の方針が反細川となったのは間違いない。河野通堯を伊予守護に任じるとともに⁶⁷⁾、かつて頼之によって敗死した細川清氏の子息正氏を頼之討伐にあたらせたほか、対南朝最前線から上洛したと思われる山名時義も、備後守護となつて討伐に向かつている。また、斯波義将は越中守護職との交換というかたちではあつたが、より京都に近い旧領の越前守護職を回復し、一時は追討された土岐頼康も、美濃・尾張守護職を維持しただけでなく、かつて知行していた伊勢守護職を再び獲得した。細川氏が知行していた摂津守護職は、渋川長寿王（満頼）の手に渡つた⁶⁸⁾。このほかにも反細川の面々が旧領を回復したり、新たに所領を獲得したりしたことは、十分に推測可能である。以上だけをみれば、政変ののち反細川派が全面的に勝利したかのようにみえるところである。

しかし、もう少し長い目でみると、必ずしもそうとばかりはいえなさそうである。すでに小川信によって細川氏の上洛・復権をめぐつて騒擾が生じていることが指摘されており⁶⁹⁾、近年小川剛生もこの時期の記事を挙げながら「当の義満は大名の統制を失いかけて、必死に調停を試みていた」「義満は安楽な日々を送っていたわけではなく、大名との関係は緊張をはらむものであつた。義将の穩健な執政により、決定的な破局が回避されていた」と評価している⁷⁰⁾。結論からいえば、どうも当の義満本人がしきりに細川氏の赦免を図り、反細川派の反発を惹起していたようなのである。

そこで以下では、これまで言及されていない史料をも使用しつつ、こうした騒擾に関する分析を進め、康暦の政変以後の政治過程をどのようにとらえるべきか、再考してみることとしたい。

佐々木京極高秀の失脚 まず注目したいのが、反細川の急先鋒として、政変で重要な役割を果たした佐々木京極高秀である。周知のように、佐々木京極氏は近江に本拠を持つが近江守護ではなく⁷¹⁾、康暦以前に彼が守護職を持ってい

たのは出雲国であった(ほかに、隠岐守護を兼ねていた可能性もある)。しかし、佐藤進一も指摘するように、永徳元年(一三八一)四月二日、山名義幸が千家・北島両家に出雲大社の遷宮執行を命じており、遅くともこの頃までに出雲守護職は山名義幸へと移っていたと考えられる⁷²⁾。京極高秀は結果的に分国を奪われており、明徳の乱後に出雲守護職を取り返すまでの間、守護職を持っていたのかさえ明らかでない⁷³⁾。

それだけではない。父高氏が拝領して以来高秀の知行下にあった摂津国多田院(荘)にも、永徳四年(一三八四)三月までに赤松氏が支配に関与している徴証が確認される⁷⁴⁾。この赤松氏の支配は明徳四年(一三九三)二月までは確認でき⁷⁵⁾、京極氏の支配が再びみえるのは応永元年(一三九四)一二月⁷⁶⁾を待たねばならない。同じくこの応永元年には上総国畔蒜荘や近江国余呉荘・福永新荘についても「返付」を受けているが⁷⁷⁾、これらの所領も同じような時期に京極氏の手から離れていた可能性が高いように思われる。

ともかくも、経緯は判然としないが、高秀が康暦の政変かそれ以後のいずれかの段階で守護職や所領を大きく失っているのは確実であり、その打撃は京極氏にとって決して小さくはなかったと考えざるをえないのである⁷⁸⁾。

康暦の政変の直前に反細川派がその旗幟を鮮明にした際に、最後まで彼が許されなかったのは第一章にみたとおりで、そのときに没収された所領が細川氏没落後にも返付されなかったとも考えられるが、同年末に営まれた義詮の十三回忌で高秀は惣奉行を務めており、少なくとも康暦二年(一三八〇)から同三年(一三八一)正月にかけて評定衆としての徴証もみえる⁷⁹⁾。この点を考慮すると、それ以後のとある段階で守護職や所領を失うはめになったという可能性のほうが高いのではないだろうか。

ともあれ、このようにみえてくると、反細川の人々も必ずしも「勝者」としての立場を獲得できたとは限らないといわねばなるまい。

山名時義の討伐 さらに注目したいのが、政変時には義理・氏清・時義兄弟が南朝攻略の最前線にあった山名氏である。このうち時義が康暦元年八月に守護職を得て備後へ下向し⁸⁰⁾、一二月には彼の甥にあたる義幸が追加派遣されたが、これらは細川氏討伐のためであった⁸¹⁾。政変時には主力が紀伊にあり、京都で主体的な動きをなしえなかった山名氏が、勢力拡大のためであろう、宿敵細川氏の討伐に積極的に投じていったことをみてとれる。

ところが、著名な莊園である播磨国矢野莊の康暦二年(一三八〇)、永徳元年(一三八二)の散用状の「国下用事」部分にみえる次のような記載は注目される。

【史料二】〔東寺百合文書〕ヲ函二三号)

(前略)

一 国下用事

壹斗七升四合八勺

代七十五文

六月廿日

小津島向(阿波國)催促使雜事

壹斗七升四合八勺

代七十五文

八月十二日

但馬向時、催促使雜用以下

已上參斗四升九合六勺

(後略)

【史料三】(同ヲ函二四号)

(前略)

一 国下用事

(中略)

一斗二升壹合三勺

代百二文

七月八日

朝来向、自守護代方野臥催促使一夜逗留雜事・引出物

（中略）

一斗三升六合八勺 代百十五文 同十四日 自正守護殿、朝来向人夫一人被懸、力者雑事・引出物
（後略）

これらは、それぞれの年の年貢銭のうち、「国下用」——すなわち現地での支出分を書き上げたものである。まず康暦二年分の【史料二】をみると、この年六月二〇日に「小津島向」の催促をおこなうために、守護赤松氏の使者が到来し、矢野荘では使雑事に壹斗七升四合八勺代の七五文を支払ったことがわかる。この種の項目は、たとえば永和四年（一三七八）分年貢の算用状で一月に「紀州発向」、一二月から翌五年（康暦元年、一三七九）正月にかけて「南都向」、そして二月に「美濃向」に関連して同様の記載がみえる⁸²ことからわかるとおり、守護赤松氏が出兵をおこなう際に負担を求めて矢野荘に入部した使者に対し、矢野荘側が饗応するための出費とみられる。小津島とは阿波国海部郡にある島であるため、【史料二】の「小津島向」については、細川氏討伐のための下向と考えて問題ないだろう。

しかし、ここで注意したいのが【史料二】の八月二二日、矢野荘に「但馬向」のための催促使が守護方から来ており、「雑用以下」の支出がなされていることである。但馬とは、いうまでもなく播磨の隣国で、山名時義の分国である⁸³。また【史料三】によれば、翌永徳元年（一三八二）の七月八日に守護代から、八月一四日には正守護からそれぞれ「朝来向」のための人夫が課されていることがわかる。朝来とは、但馬国南端にある郡であり、播磨から入国する際の入り口にあたる地域である。

このような徴証により、康暦二年の八月頃と永徳元年の七、八月頃に、赤松氏の軍勢が但馬へ出兵する動きをみせていたことがわかるだろう。討伐対象となっていたのは、但馬守護山名時義と思われる。むしろ、山名氏討伐の軍事

行動が実際におこなわれたかどうかは、厳密には不明である。しかし、細川氏の討伐にあたっていた山名氏に対して、逆に討伐命令が出されるような状況が康暦二、永徳元年頃にあったというのであれば、これは当該期の政局を考える際にかなり重要な情報といわざるをえない。

永徳元年の騷擾 このうち永徳元年（一三八一）といえば、『後深心院関白記』永徳元年五月二二日条に「近日世上浮説満耳。就中、今夜一事可出来之由、衆口嗷々。入夜帯甲胄者往反道路云々。然而無殊事、天明了。諸人不知何故云々。一事不謝者、不可落居歟。可驚々々」、二三日条に「諸大名召集勢之由、有其聞。各可下遣勢之由、以兩使方々仰之云々。然者定可屬靜謐歟」、二六日条に「世上浮説、猶不休。軍勢等未退散云々」とあり、康暦の政変前後と同様に政情不安にあったことがすでに知られている。

騷擾の理由は明白である。『後深心院関白記』の同年六月五日条に「今日大樹被向細川右京大夫許云々。今度上洛之後、初度招請云々。管領・山名以下群集酒宴快然云々。日野兄弟・中山・教冬朝臣等被相伴云々」とあり、これ以前に細川頼之の弟頼元が上洛しており、この日に頼元が義満を自邸に迎え、斯波義将や山名氏なども合せて酒宴がおこなわれていることがわかる。すなわち、康暦の政変で没落した細川氏の京都への復帰——それは頼之の復帰ではなく、弟頼元を復帰させるというものであったが——それこそが、今回の騷擾の原因だった。

『後深心院関白記』の五月二四日条に義満が山名時義邸を訪れたことがわざわざ記されていることからわかるように、山名時義は細川頼元の復帰に対して最も反発した人物と考えられる。『後深心院関白記』をみるだけでは、六月五日の酒宴でひとまず京都の政情は安定したもののように見えるが、先に検討した矢野荘の算用状の内容を考慮するとそうではなく、続く七、八月に山名氏への追討命令が出されるような事態にまで発展していたものと考えられる。

細川氏復帰へ反発したのは山名時義のみではなく、六月五日の酒宴記事にみえる「管領」、斯波義将についても徴証が知られている。『後深心院閑白記』永徳元年九月一八日条に「伝聞、武家管領事、義将朝臣自去比固辞退之処、一昨日大樹罷向、種々問答之間、無慮于固辞、令領状云々」とあり、九月二二日に義堂周信が「管領復職」を賀しているように、義将は九月一八日以前に管領職の辞意を伝えていた。管領奉書は八月六日まででは確認できるため⁸⁶、辞意を示したのはそれ以降と考えられるが、これは前後の状況を考慮するに、義満への抗議を示すものとみなされる。

また、義堂周信の日記『空華日用工夫略集』には、周信が等持寺に住したのち、同寺での仏事に義満が来会した記事をたびたび載せているが⁸⁷、この年の四月七日までは義満の来会には必ず義将が供奉していた。しかし五月七日・六月七日・八月七日の義詮月忌に義将の供奉はなく、義満が一人で仏事に来ていることがみてとれる。このような諸点を通観するに、五月に義満と義将の間に間隙が生じ、それが六月五日の酒宴以降も埋まっておらず、そののち八月に至って一つの極点に達したものと考えることができる。しかし、先の記事にもあるとおり、義将はそののち九月一八日前後には管領職へ復帰することになった。

関連してもう一点、注目されるのは、『後愚昧記』永徳元年九月九日に「今夜山名陸奥守^{丹州・泉州}上洛、直向内府邸云々。於今可在京云々」と記される、山名氏清の上洛である。山名氏清はこれまで対南朝の最前線に在国していたが、「今においては在京すべし」とのことである。これ以後、山城守護に任じられるなど氏清の京都周辺での活動が確認される⁸⁸ことを考慮すると、氏清が山名一族のなかで（同じく在京徴証のある山名満幸とともに）在京する役割に当たることになったものと思われる⁸⁹。一方で時義のほうは守護職を失ったわけではないようだが、中央から姿を消し、康応元年（一三八九）五月四日に彼が没したのは分国但馬のことであった⁹⁰。おそらくは時義が討伐対象となったことに山名一族として対応するため、氏清が京都に戻り、在京して義満に奉仕する役割を代わりに担ったもの

と思われる⁸⁹⁾。

九月までにひとまずの妥協が成立したとはいえ、一旦は山名氏に対して討伐命令が出されたとなると、ことは穏やかではない。康暦の政変以後の幕府内対立は、決して軽視できるものではなかったといわねばなるまい。

土岐頼康への勘気 また、このうち永徳三年（一三八三）一月までの間に細川頼元は摂津守護職を泷川氏から取り戻し⁹⁰⁾、翌永徳四年（一三八四）二月には、細川頼之が一時的に上洛して、父頼春の三十三回忌を景德寺でおこなっている⁹¹⁾。注目されるのは、この年の三月二十八日の『空華日用工夫略集』の記事である。

【史料四】

廿八日、入府。出呈昨日関東二書。府君喜助成。時太清和尚出土岐書。府君胸懷不解。余曰、人無不有過。知而改爲善。対談移刻。

これによると、義堂周信が義満のもとで関東からの「二書」、すなわち足利氏満・上杉憲方の書状をみた際に、義満は彼ら二人が相国寺造営への「助成」を申し出たことを喜んだ。ところが、同じ場で太清宗渭が土岐の書状を出すと、「府君胸懷不解」とあって、義満は怒りを示しているのである。

この記事により、これ以前に土岐頼康が勘気を蒙っていたらしいことがわかり、義満へと直接コンタクトを取りえない状態であったように見受けられる。実をいうとこの土岐頼康については、康暦二年（一三八〇）には多くの在京徴証をみいだすことができるが⁹²⁾、そのうち京都ではみえなくなり、彼が嘉慶元年（一三八七）二月二五日に没したのも自領美濃国小島荘でのことであった⁹³⁾。もちろんこの間にも頼康猶子の満貞が在京奉公をおこなっていることが確認でき⁹⁴⁾、一族全体でいえば幕府に奉仕する姿勢を崩していたわけではなかったし、また先の山名時義と同じく頼康は守護にも在任し続けていた。

しかし、以前にも論じたように⁸⁶⁾、守護層が一族内で役割分担をしながら各地で活動する場合、一族の中心的人物が在京して子弟が在国する事例のほうが一般的である。逆に一族の中心的人物が分国にとどまったまま子弟が在京する事例についてみると、広域機関への関与や分国の遠隔性などの個別的事情をみてとれる場合が多く、なかでも観応の擾乱から南北朝期の後半にかけての時期には、政変などの結果、京都と距離を取らざるをえないケースが目立つようになる。弟を出させながらも自身は在国し続けた細川頼之などがまさにそのような事例だといえようが、先述の山名時義の事例なども考慮するならば、この時期の土岐氏についても、同様に中央から距離を置く存在になったとみなすほうがよいように思われる⁸⁷⁾。

二 義満・細川氏と反細川派の対立

以上より、康暦の政変以後もその余波ともいえる平穏ならざる状況が幕府内にあったことがわかるだろうが、ここではひとまずこの時期の政治過程について、いくつかの点を順に押さえていくことにしたい。

義満の細川「鼻肩」 まず第一に言及すべきは、細川氏復帰を強く進めているのが足利義満その人と思われるという点である。本章冒頭にも述べたように、細川頼之没落の直前まで「大樹一人鼻肩」という状況だったことはよく知られることだったようであり、また下つて（土岐頼康が没した後の）康応元年（一三八九）、義満が西国下向の帰途に頼之と久方ぶりにゆつくりと「御物がたり」をした際に、「何ごとにか有けむ、涙ををさへてまかでけるときこゆ」とあり、感涙に及ぶところがあつたのだという⁸⁸⁾。

義満が細川頼之へ信頼を寄せていたことについてはこれまでの研究でも認識されきたところだが、従来は「細川派」という大名集団を想定してきたため、義満を対立する「細川派」と反細川派（従来の表現ならば「斯波派」の

調停者とみなす理解さえ許容されるくらいがあった⁸⁹⁾。しかし、「細川派」という大名集団を明確に確認できなかったことについては、第一章で述べたとおりである。そのうえで、本章でみてきた諸徴証を総合するに、最も細川氏の復帰を念願し、実際に行動していたのは義満その人だったとみなすのがやはり無難だろう。むしろその動きが反細川派の反発を生んでおり、対立・混乱が顕然化していたように見受けられる。

対立構図の継続 第二に確認したいのは、義満の動きが反細川の諸氏の反発を呼ぶという構図が、すでに康暦の政変直後から存在していたと思われることである。従来も永徳元年（一三八一）の騒擾自体は知られてきたが、【史料二】によれば、永徳元年だけではなく、その前年の康暦二年（一三八〇）にも山名氏を討伐するような動きがあったようである。この点を考慮するならば、そのような構図自体は、政変後も継続しているものだったと評価することが可能である⁹⁰⁾。

このことを念頭に置くと、佐々木京極高秀罷免後の出雲守護に山名義幸が配されている点などにも、改めて注意が必要となってくる。高秀を処断しつつ、同じく反細川の性格の強い山名氏の義幸を配するこの措置をみるに、義満は、反細川の諸将が一斉に反義満というかたちで立ち上がることをのまないよう、分断することを意図していたものと推測される。また、義幸が実際に出雲守護に補任されていることを考えると、反細川の人々にも自身の利益を優先して、必ずしも一枚岩になりきれないような側面——もう少し有り体にいえば、分断策に乗ってしまうような側面——があったのだろう。義満は、そのような策を取りつつ、永徳元年には細川頼元の救免、同三年までには摂津守護への復帰と、自身の望む方向性を部分的ながらも少しずつ実現させていったものと思われる。

義満の意図と求心力 ところがその一方で、第三に注意しておきたいのが、このような義満の動きが必ずしも全面的な成功を収めたとはいきれないという点である。たしかに義満は自己の望みを少しずつ達成しているようにみえる

が、最も望んでいたであろう細川頼之自身の復帰には、この段階では成功していない。

また、それに加えて、このような政治過程のなかで山名時義や土岐頼康が京都を離れていると思われる点も見逃せない。もちろん彼らも反旗を翻したまま独立勢力化したわけではなく、一族を京都に置いて一族全体でいえば幕府に従う体制を維持しており、守護職も保持していた。しかし、土岐氏では当主頼康が美濃に戻ったと思われる時期、京都には猶子の一人満貞が置かれるのみであり、後継者である義行（康行、同じく頼康猶子）も京都では確認することができない。

同じく山名氏でも、氏清・満幸が京都に残ったが、時義に関係が深いと思われる諸人——康応元年（一三八九）三月の義満の西国下向時に時義の代わりに義満のもとへ参じた山名時熙（時義の子。このとき時熙は父が病気であることを告げている¹⁰⁰）、同じくそのときに備後尾道で義満を饗応した山名義熙¹⁰¹（兄師義の子で義幸・満幸の兄弟。時義死後、備後守護を継承したことが知られている）、そして時義が没した後の明德元年に時熙とともに追討を受けた山名氏幸（同じく義幸・義熙・満幸らの兄弟）¹⁰²らも、同じく在国していた可能性が高い（このほか、南朝との最前線である紀伊には氏清・時義の兄にあたる義理が在国している）。この山名氏のように大きく広がった一族全体のなかでは誰が中心人物かを論じるのはなかなか難しいが、一族の大半が京都にいない点に特徴をみいだすこと自体は十分に可能だろう。

このような点を考慮すると、康暦の政変以後の政治過程とは、中央から距離を置く存在を次々に生み出していくものだったということになる。従来は、康暦の政変以後、義満の権力確立が直線的に語られることも多かったが、中央—地方関係という視角からみるならば、この時期の政治過程にはむしろ京都の義満の求心力を損なう面があったといわざるをえないのである。

以上のように、康暦の政変以後の政治過程を改めて検討してみると、従来とはかなり異なるイメージが浮上してくるところである。ただし、こうして浮上してきた新たなイメージを踏まえてこの時期の幕府政治をもう少し広い視野で総括しようとしたとき、改めて疑問に思われる点や、既往の理解とも比較しつつ整理しておいたほうがよい点がいくつかあるのも事実である。次章では、そのような諸点について順次論じていくことにしたい。

第三章 康暦の政変前後の画期をどうみるか？

一 広域的地域権力としての細川氏・土岐氏・山名氏

康暦の政変の画期性 まず、この康暦の政変が、南北朝中期に頻発していた諸將の失脚・没落事件とどのような点で異なっていたのか、という点を押さえておこう。

第一章で論じたように、康暦の政変の発生自体は、康安元年（一二六一）の細川清氏没落や貞治五年（一二二六）の斯波高経没落などと同様に、《突出への掣肘》（権勢を誇る人物に対してそのたびごとに反対派が形成され、党派の継続性がそれほど高くない）という文脈で十分に説明可能だった。それに対して康暦の政変以後には、細川氏と反細川派との対立が頼之没落によって解消されることなく継続し、政治過程を規定し続けていた。このことは、従来指摘されてきた康暦の政変画期論とは別の意味で、この政変にそれ以前の諸事件と異なる点があったことを示している。

従来の研究には、このような対立が政変以後に継続したことの前提として、それが貞治年間にまで遡る根深いものだったと想定するような見方が強かったが、第一章でもみたとおりのような確証はない。こうした対立が継続した理由としては、先述のように足利義満が頼之支持を取り続けた点を挙げることもできよう。しかし、筆者が最も重視

すべきと考えるのは、基本的な点ではあるが「没落した細川氏が、討伐を受けたにもかかわらずその勢力を維持した」という点である。

細川頼之の分国 では、細川頼之は、没落して討伐を受けたにもかかわらず、なぜ衰微しなかったのだろうか。たとえば、それ以前の政変で没落した細川清氏や斯波高経との違いは、どのあたりにあるのだろうか。

康安元年(一三六一)九月二三日に分国若狭へと没落した⁸⁰⁾細川清氏は、一ヶ月後の一〇月二五日には敗北して南朝のもとへ脱出している⁸¹⁾が、清氏が同国に割拠し続けることができなかつた背景としては、彼が在京を主としており、分国現地で勢力を形成するという性格が希薄だつたことが指摘されている⁸²⁾。

貞治五年(一三六六)に没落した斯波高経はどうだろうか。同年八月に高経・義将父子が分国越前へ没落して追討を受けたのち、翌年七月には高経が死没するが、それを受けて義将の降伏が許された際には、長らく治めてきた越前の守護職を返付されることはなかつた。たしかに高経は、室町幕府開創期から越前守護となつており、観応の擾乱以降の戦乱期に在国していた時期もあつて、そうした点では細川清氏とは異なっている。また、そのうち隣接する若狭や、少し離れた越中の守護も兼任していたことも知られている。しかし、それでも幕府の討伐に抗しつつ、自己の勢力を維持することは困難だつたのである。

そのようなこれまでの人々と異なり、細川頼之の勢力は、討伐令を受けたからといって簡単に打ち破られたり、分国を奪われたりするものではなく、逆に討伐を命じられた細川正氏の動きを封じ込め、河野通堯を討ち取つてさえない⁸³⁾。そうしたことが可能だつた理由として真つ先に想起せねばならないのは、従来も意識されてきたように観応の擾乱以降の戦乱期に頼之の形成した分国が広だつたことだろう。父頼春から観応の擾乱以前からの分国である阿波を継承し、伊予守護にも任命された細川頼之は、擾乱期に在国することが多く、延文元年(一三五六)には足利直冬

・山名時氏らに対抗するために中国地方へ発向し、備後を中心とした周辺諸国に活動の跡を残した¹⁰⁷⁾。また、細川頼氏・繁氏父子が没したのちには讃岐・土佐守護も兼任して四国全土を管することとなった。弟頼有に付与されていた備後守護職が貞治四、五年(一三六五、六六)頃に渋川氏に与えられたように¹⁰⁸⁾、中国地方の拠点がその後の程度維持できていたのか定かではないが、少なくとも頼之が観応の擾乱以降の戦乱期に、このように四国全土という広域にわたる分国を獲得していたことは重視しておくべきである。

ここで注意しておきたいのは、この細川頼之の場合でも、在京したのちの応安六、七年(一三七三、七四)頃に獲得した摂津は、失脚後に放棄を余儀なくされたことである。よくいわれるように南北朝期の守護・大将は現地での戦乱に対応するためであれば闕所地や寺社本所領の配分をおこないえたが¹⁰⁹⁾、その点を考慮すると、この時期に現地で長期間にわたり敵対勢力とも対峙しつつ勢力を扶植できた分国と、平時になってから新たに獲得した分国では、権力の浸透度に大きな違いがあったことが推測されるところである。このうち前者のような分国を複数有していた点に細川頼之と同清氏・斯波高経の大きな違いがあったものと思われ¹¹⁰⁾、頼之が討伐令を出されても衰微しなかった理由も、そのような観点から説明しておくのがひとまずは無難だろう。

土岐氏と山名氏 このような、大名層の地域権力としての実力の差という問題と幕府政治との関係を意識するとき、同じく注目されるのが反細川派の側のそれである。先にもみたように、康暦の政変以降の過程のなかで、佐々木京極高秀などはあつさり分国・所領を没収されてその勢力を弱めてしまったが、それに対して土岐・山名両氏は、義満と対立した頼康・時義らが分国に戻っただけで、分国の守護職は維持していた。ここには義満による扱いの違いが顕著にあらわれているといえようが、この二氏にも先の細川氏とよく似た要素をみいだすことができる。

美濃守護土岐頼康は、観応の擾乱以後の混乱期には一貫して尊氏・義詮方につき、観応二年(一三五二)一〇月ま

で尾張守護職を与えられているが、彼の分国である尾張・美濃両国は、京都周辺諸国のなかでは早い段階で反幕勢力に対峙する最前線と位置づけられて軍事体制が取られた国であった¹⁰⁰。もつとも、頼康は京都周辺や摂津での戦争に従軍しているほか¹⁰¹、延文年間には在京徴証もある程度確認され¹⁰²、この段階では必ずしも在国という要素が強かったわけではなかった¹⁰³。しかし、延文五年（一三六〇）に伊勢守護仁木義長が離反し、その後に頼康が伊勢守護職を与えられて下向したことが転機となる¹⁰⁴。

貞治二、三年（一三六三、六四）頃、尾張国大成荘に関する引付頭人奉書を獲得した東寺雑掌は、在京中で侍所頭人を務めていた土岐直氏のもとに赴いて副状を獲得し、そのうち土岐頼康のもとで遵行状を獲得しているが¹⁰⁵、この事実からこの時期頼康が分国に所在し、代わりに弟直氏が京都で義詮に奉仕している状態だったと考えられる。在国の理由については、（a）貞治元年（一三六二）五月に美濃・尾張両国の寺社本所領に改めて半済が施されたこと¹⁰⁶、（b）貞治三年八月に伊勢国に発向したという記事¹⁰⁷などを考慮するならば軍事的なものだったと考えざるをえず、素直に伊勢国の仁木義長や北畠顕能に対抗するためだったと解釈しておいてよいだろう。貞治四年（一三六五）五月に上洛する¹⁰⁸までの間、頼康は主に美濃・尾張という隣接する二ヶ国を基盤にしつつ、伊勢国の敵対勢力に対峙する役割を果たしていたものと思われ、そのような意味で先の細川頼之と同じような側面を持っていたといえるのである（なお、既述のように、そのうち伊勢守護職は貞治五年（一三六六）に失っているが、康暦の政変後に再び獲得している）。

一方の山名氏は、幕府から離反し、幕府に対抗するかたちで現地での勢力を構築した点で、細川・土岐両氏と異なっている。観応の擾乱時に分国伯耆に下向した山名時氏は、のちに足利直冬に呼応して周辺の出雲・因幡・美作などを制圧下に置くとともに¹⁰⁹、数度にわたって但馬・丹波を経由して京都を襲撃した。幕府へ帰伏した後の貞治三年

(一三二六四)には、安堵された伯耆・因幡・美作のほか丹波・丹後も与えられ、さらに応安五年(一三三二)にはそれらの中間にあたる但馬も与えられた。分国を一族で分有していたため、中心人物たる時氏・師義が没したのちには一族連合の色彩が強くなるが、本稿で折々に触れたとおり、そののちにも永和四年(一三七八)に和泉・紀伊、康暦元年(一三七九)には備後、永徳元年(一三八一)に出雲を獲得するなど大幅に分国を増加させている。このように山名氏は、南北朝後期の政治過程のなかで最有力となった一族といえようが、そのような勢力を誇った出発点が、観応の擾乱以後の混乱期に山陰地方に形成した分国群にあるのは論を俟たないだろう。

このような土岐・山名両氏が細川氏と共通しているのは、観応の擾乱以降の戦乱期に現地にあり、隣接する複数ヶ国にわたる分国を形成していることである。もちろん、幕府に反旗を翻した山名氏と、基本的に尊氏・義詮方に味方していた細川・土岐両氏でその立場が大きく異なるのはいうまでもないが、後者のような幕府方の勢力でも、先述のように戦乱期であれば現地での戦乱に対応するために所領を配分することが事実上認められており、現地に勢力を扶植しえた。

細川・土岐・山名各氏が簡単に討伐したり、分国を奪ったりすることが難しい存在になっていた背景には、このようにして隣接する複数ヶ国に勢力を扶植していたことをみておくべきであると思われ、義満が彼らの守護職を奪うことをしなかったのも、そのような点から理解しておくべきであろう^{四〇}。これまでの研究では守護論として的一般論が先行していた感が強いが、少なくとも幕府政治史を考えるうえで、こうした一部の突出した有力大名を守護一般とは明確に区別するかたちで評価しておく必要があるのである。

広域的地域権力と幕府政治 観応の擾乱以降の戦乱期はいくつかの意味で大きな変化をもたらしたが、ここで最も重視したいのは、このような広域的地域権力とでもいうべき存在が複数生み出されたという点である。畿内近国南半を

征した南朝や、幕府の広域支配機関たる鎌倉府などにもそうした側面があったと考えるとよからうが、そのような勢力がほかにも生み出されたことが重要である。既述した山名・細川・土岐三氏以外でいえば、周防・長門の大内氏などは確実に同様の存在に数えるべきだろうし、駿河・遠江の今川氏などもそれに準じて考える余地があるといえようか⁴⁰⁾。このほかにも挙げるべき勢力はあるが⁴¹⁾、ともかくもこうした勢力が複数生み出されたことに、この時期の特質をみいだすことができるのである。

ただし、当然のことだが、こうした諸勢力が現地に割拠している時期には、京都の幕府政治に直接的な影響を与えるには至っていなかった。それは彼らのうち山名氏らの離反組が幕府に帰し、京都周辺の諸国が平穏となつて諸將の上洛が進んだ時期を待たねばならず、とくに上洛した細川・土岐・山名三氏のうち、細川頼之が管領となつて幕政の中心に立つたことが大きな転機になつている。第一章でも述べたとおり、頼之はしだいに諸大名の反感を集めて康暦の政変で失脚するが、彼はそれまでの細川清氏・斯波高経らとは異なり、追討令を受けても衰微することはなかったため、政変後も対立関係が継続するという新たな局面が生じることとなった。また、反細川派のうち細川氏に匹敵しうる地域的基盤を有していた土岐・山名両氏については、義満も簡単に処断できなかつたため、そういった意味でも問題は継続することとなった。

以上のように位置づけるならば、康暦の政変とそれ以後の政治過程とは、観応の擾乱以来広域的地域権力と化して突出した実力を持つ数氏の問題が、中央政治上の深刻な政治課題として表面化したものだったといえることができる⁴²⁾。義満に突きつけられたこの問題は、こうした大名のうち土岐頼康・山名時義の相次ぐ病没という偶然を機に両氏を討伐することによって克服されるまで、さらに一〇年ほど幕府政治を規定し続けることとなったのである。

- (66) 註
細川氏に対立する大名たちは、管領の交代を重視する従来の研究のなかで「斯波派」と呼ばれてきたが、政変以後においても斯波氏の求心力を高く評価しすぎるべきでなく、また彼らが一枚岩ではない可能性も高いと考えるため、本稿ではこのように反細川派と呼称しておきたい。
- (67) 『河野家文書』六七号。以下、守護職の推移に関する記述は、註(30)佐藤著書・註(46)佐藤著書を参照している部分がある。
- (68) 波川氏は、この際に備中守護職を失ったと思われる。この点については、別稿を準備している。
- (69) 註(31)小川信『足利一門守護発展史の研究』四八七頁。
- (70) 小川剛生『足利義満』（中央公論新社、二〇一二年）。
- (71) この点については、拙稿「分郡守護」論再考」（『年報中世史研究』三八号、二〇一三年）でも触れている。
- (72) 註(46)佐藤著書。
- (73) 京極氏の出雲守護補任は、「明德記」（以下、和田英道『明德記 校本と基礎的研究』（笠間書院、一九九〇年）を参照）や「大乘院日記目録」には明德三年正月のこととされているが、正式な補任は応永二年三月二〇日のことであった（註(46)佐藤著書五七頁）。
- (74) 『兵庫県史 史料編 中世二』「多田神社文書」一八九号。なお、永徳四年は二月二七日に至徳元年と改められたが、この文書は三月五日であるにもかかわらず、永徳年号が使用されている。なお、佐々木京極氏が支配に関与していた徴証は永和二年が最後である。
- (75) 『兵庫県史 史料編 中世二』「多田神社文書」二〇六号。
- (76) 『兵庫県史 史料編 中世二』「多田神社文書」二一一号。この文書は俊政という人物による渡状だが、京極氏の被官である「箕浦式部丞」の状を受けて土地を渡すものであるため、この段階で京極氏が多田荘を再び知行していることの証左となる。
- 以上の多田荘に関連する部分については、星野重治「南北朝期における摂津国多田院と佐々木京極氏」（『上智史学』四八号、二〇〇三年）も参照。
- (77) 『戦国大名尼子氏の伝えた文書』「佐々木文書」六四・六五号。
- (78) 高秀は康暦元年四月には飛騨守護となつている（『戦国大名尼子氏の伝えた文書』「佐々木文書」四九号）が、これもそののちに維持されたかどうか明らかではなく、彼の手元に守護職がまったく残されなかった可能性も十分にある。

- (79) 「康暦元年結縁灌頂記」〔統群書類従〕釈家部、「花宮三代記」康暦二年正月八日条、同三年正月一日条。
- (80) 「但馬村岡山名家譜」時義条に「康暦元年己未八月に備後国を賜る」とあるが、実際に同月二十九日付で備後国浄土寺に禁制を發給していることが確認される（『南北朝遺文 中国四国編』四五三九号〔浄土寺文書〕）。註(46)佐藤著書も参照。
- (81) 「迎陽記」康暦元年二月三日条に「今晚山名讚岐守為退治武蔵守入道發向。先下向備後、与山名伊予守相共可發向云々」、「花宮三代記」同日条に「山名讚州^{（義孝）}下向。為与州中国合戦合力云々。」とあり、これらの記載によつて当初の時義の下向も細川氏討伐のためであつたことがわかる。
- (82) 『教王護国寺文書』五六三二号。ここにみえる「南都向」は南都出陣、「美濃向」は土岐氏攻めのための出陣で、赤松氏が出陣した徴証についてはそれぞれ第一章で触れた。また、永和四年一月に細川頼元を中心とする軍勢が紀伊に出陣したこと、その軍勢のなかに赤松義則の軍勢があつたことについては、「花宮三代記」永和四年一月七日条を参照。
- (83) 尾張国智多郡や大和国式下郡に但馬という地名はあるが、播磨国の史料であることを考えても、それらを指す可能性は低いとみなしてよいだろう。
- (84) 『南北朝遺文 九州編』五六七三号（大隅欄寝文書）。
- (85) 『空華日用工夫略集』康暦二年五月一日、八月七日、十一月七日・晦日、十二月三日・四日条、康暦三年二月二十六日、四月七日条。
- (86) 『空華日用工夫略集』至徳三年二月二日条など。山城守護については今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護補任沿革考証稿」〔守護領国支配機構の研究〕法政大学出版局、一九八六年、初出一九七五年）。
- (87) 山名満幸が至徳元年から翌年末にかけてと至徳三年の九月・一〇月頃に侍所頭人を務めており（註(86)今谷論文）、重用されていたことがわかるほか、康暦元年三月の義満の西国下向にも同行していることがわかる（『群書類従』紀行部所収「鹿苑院殿敵島詣記」、「神道大系 文学編五 参詣記」所収「鹿苑院殿西国下向記」）。
- (88) 『常楽記』〔群書類従 雑部〕康暦元年五月四日条、「明德記」など。
- (89) 山名氏清は細川頼之と同様に持明院家出身の人物を室に迎えている（『尊卑分脈』。頼之は持明院保世息女を、氏清は同保備（保世弟）息女を室としている）。氏清の婚姻がこの永徳元年以前だとすると、細川氏と妻を通じて関係のある氏清が一族内で在京する人物として適当と考えられたということになるだろう。一方、氏清の婚姻がこの永徳元年以後という可能性もあり、その場合は、このような婚姻関係を新たに構築することで反細川色を軽減しようとしていたと評価しうる余地も出てこ

- よう。
- (90) 『南禅寺文書』九一号。
- (91) 『義堂和尚語録』（『大正新修大藏經』八〇）。
- (92) 『迎陽記』康暦二年四月二・一八・二三日、五月一日、六月一日、七月七日条、『空華日用工夫略集』康暦二年三月二〇日、五月三日、九月五日、十一月五日条などに確認できるところである。
- (93) 『常楽記』（『群書類従』雑部）。「尊卑分脈」には「瑞岩寺」（瑞巖寺。頼康が父頼清のために小島荘に創建した寺院）で没したと記される。
- (94) 至徳・嘉慶年間に断続的に侍所頭人を務めている（註86今谷論文）ほか、山名満幸同様に、康応元年三月の義満の西国下向にも同行している（註87「鹿苑院殿巖島詣記」・「鹿苑院殿西国下向記」）。
- (95) 以下、拙稿「南北朝期の守護在京」（『日本史研究』五三四号、二〇〇七年）による。
- (96) 今のところ頼康が下向した時期や事情については、明らかにすることができていない。時期としては、先に示した永徳元年の騷擾の際に下向したと考えるのが最も早い想定だが、たとえばここに示した頼之上洛の時期などまで下がる可能性もある。また、事情についても、勝手に下向したのか、それとも義満に抗議して怒りを買ったために下向を余儀なくされたのかなど、詳しいことは何ともいえない。
- (97) 註87「鹿苑院殿巖島詣記」。
- (98) たとえば、松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』（吉川弘文館、二〇一三年）では、康暦元年七月の右大将拝賀の行列の馬打として、頼之派から一色詮範・畠山基国・今川泰範・赤松義則・富樫昌家・吉見詮頼、反頼之派から斯波義将・京極高秀・土岐詮直が参加していたことに着目、両者を同等に配することで、後者の抑制と前者の復権、両勢力間バランス調整が図られたことを想定している。
- (99) ただし、康暦元々二年の諸史料には斯波・土岐両氏の動向をある程度みいだすことができるが、この段階でこの両氏が義満との対立を明確化させているようにはみえず、山名氏のみが単独で義満と対立している可能性が高いように思われる。
- (100) 註87「鹿苑院殿巖島詣記」。
- (101) 註87「鹿苑院殿西国下向記」に備後尾道で義満を饗応した人物として「山名伊豆守」の名がみえる。『神道大系』は、これを「山名伊予守」の誤りとみなして「時義」とのルビを振るが、伊豆守義熙と考えるほうが無難だろう。

なお、このとき義熙とともに「同民部少輔」という人物が饗応をおこなっているが、これにあたる可能性のある人物としては、但馬国出石神社に明徳元年九月一七日付で書下を発給している民部少輔某という人物が挙げられる（『兵庫県史 史料編 中世三』「出石神社文書」五号。『兵庫県史』はこれを山名氏清とするが、当時の氏清は陸奥守であるため誤りである）。時照らの追討後であることを考えると、この人物は氏清・満幸の関係者であると考えられるが、「明徳記」の初稿本系統といわれている書陵部本が、氏清の子息として「宮田左馬助・次男民部少輔」を挙げている点を考慮すると、「出石神社文書」の民部少輔は氏清の子息と考えておくのがよいように思われる（神宮文庫本や陽明文庫本では次男を「七郎満氏」とするが、満氏が民部少輔として検出されるのは応永十一年（一四〇四）以降であるため、満氏とは別の人物だろう）。

しかし、それに対して「鹿苑院殿西向下向記」の民部少輔は、義熙とともに饗応をおこなっており、その点を考慮すると、師義・時義の子息の誰かである可能性のほうが高いだろう。『神道大系』は民部少輔は宮内少輔（時熙）の誤りではないかとしているが、たしかにその可能性も念頭に置いておく必要がある。

(102) 「明徳記」には、時義の「遺跡ノ輩」として、「伊豆守」（義熙、書陵部本では「伊予守」とされるも誤りだろう）・「宮内少輔」（時熙）・「右馬頭」（氏幸）の三人を挙げ、このうち時熙と氏幸が追討されるさまを描いている。

(103) 『後愚昧記』 康安元年九月二三日条など。

(104) 『後愚昧記』 康安元年一〇月二八日条。

(105) 小川信「南北朝内乱」（『岩波講座日本歴史6中世2』岩波書店、一九七五年）が「この国はもともと守護の頻繁な改替を経た上、清氏の守護在任も七年にすぎず、国人掌握はきわめて脆弱であったので、彼はたちまち守護代以下に背かれて」（一二頁）とするなど、清氏の分国における脆弱さについては古くから指摘がある。

(106) 註(3)小川信『足利一門守護発展史の研究』など。

(107) 備後の守護正員には弟の頼有が着任し、頼之が「中国大将」ないしは「中国管領」として直冬派に対峙していた。

(108) 貞治五年正月一九日付の波川義行書下（『八坂神社文書』増補篇三四号）が初見。

(109) 關所地処分権が守護に与えられたといわれることもあるが、幕府も自身で宛行をおこなうことを放棄したわけではなく、完全なる権限移行ではない点には注意が必要である（註(5) a 拙稿）。また、寺社本所領を預け置かれた軍勢の権利がそれほど強いものではなく、幕府側の判断によって簡単に否定されるものだった点については、拙稿「室町時代の支配体制と列島諸地域」（『日本史研究』六三二号、二〇一五年）に示したとおりである。

(110) 先述のように、戦乱期に分国で割拠する過程を経て、その時期に形成した分国が斯波氏のように一ヶ国程度であれば、追討を受けて簡単に衰微してしまうのである。

(111) 著名な観応三年（一三五二）七月・八月令にみえるように、美濃・尾張兩國は近江、そして伊勢・志摩・伊賀・和泉・河内と並んで「軍勢発向所々」とされ、京都周辺諸国のなかでとくに、軍勢が寺社本所領の当年一作年貢半分を收取することを認められた国々であった（『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』追加法五五・五六条。この追加法の持つニュアンスについては、拙稿「南北朝中後期における寺社本所領関係の室町幕府法」（『日本史研究』六三三五号、二〇一五年）で示した）。

(112) たとえば、観応三年三〜四月には八幡攻めに加わっており（『大日本史料』正平七年三月一日・二一日条、四月二五日条所収の諸史料参照）、そのうち一度分国に下向したらしいが一月にまた上京（『園太暦』文和元年十一月三日条）し、翌年三月には摂津で戦っている（『大日本史料』文和二年三月五日・二三日条所収の諸史料参照）。

(113) 『園太暦』延文二年四月二六日条、『後深心院関白記』延文三年七月二二日条、「御評定着座次第」延文三年二月三日条、『園太暦』延文四年五月六日条、「延文四年記」延文四年八月八日、九月一五日条のほか、延文四年三月一六日に仏舍利奉請に預かった記事（『東寺百合文書』マ函五三号）なども挙げることもできる。

(114) この時期、京都を逐われた尊氏・義詮父子がたびたび土岐頼康・佐々木京極高氏・同六角氏頼らの拠点である近江・美濃方面に落ち延び、そこで東海方面の軍勢を集めて京都を奪回している。このことに明らかのように、この三氏は外様守護ながら尊氏・義詮にとつて死活を握る重要な存在であったといえようが（拙稿「六角氏と京極氏」（『能登川の歴史 第二卷 中世・近世編』、二〇一三年）、註(10)拙稿）、そのなかでも土岐氏は尾張・美濃という比較的広大な二ヶ国を分国とする最有力の人物だった。

(115) 註(30)佐藤著書は頼康の就任を延文五年の仁木義長離反の後と推測しているが、頼康が延文五年一月に佐藤藏人なる人物に軍勢催促をおこなっていること（『三重県史 資料編 中世2』「石水博物館所蔵文書」四三三号）を考慮すると、たしかにこれ以前に任命されていたと考えるのが自然である。

(116) 『東寺執行日記』貞治二年七月一日・二五日、八月一日条、貞治三年七月二五日・二八日条。

(117) 『大日本史料』康安二年五月是月条所収「進献記録抄纂」。

(118) 『東寺執行日記』貞治三年九月一日条。一方、この記事から、頼康が常に最前線の伊勢国に在国していたわけではないこと

も判明する。本国である美濃国に在国しており、時折伊勢国に出兵するという状況だったのだらう。

(119) 『師守記』貞治四年五月一〇日条。このときの上洛は、足利義詮母の赤橋登子が没したことを契機とするもので、そのほかにも数名の大名の上洛が確認される。

(120) 『南北朝遺文 中国四国編』一三九五号（東京国立博物館所蔵文書）。

(121) 註(10)拙稿で論じた、応安三年末に土岐頼康が細川頼之と対立して下国した事件（前稿では「応安の政変」と呼称した）ののち、頼康が追討対象にならず、守護職を維持したことについても同様に理解できよう。

(122) のちに駿河が範氏の子孫に、遠江がその弟の貞世・仲秋に分割相続されたこと、そのうち後者が最終的に守護職を維持できなかったことなどもあつて、今川氏のそうした側面は目立ちづらいが、戦線の膠着する九州へ進発する探題に貞世が任じられた背景には、今川氏をそのような点で評価するむきがあつたのではなからうか。

(123) また、少なくとも九州北部をある程度制圧した時期の今川貞世は、少し遅れて成長した地域的広域権力と評価できるが、その点はなぜ彼が最終的に失脚を余儀なくされたのかを考える際にも重要だらう。

前掲の諸氏や九州を制圧した懐良親王のほかに気になるのは、たとえば薩摩・大隅の島津氏である。新名一仁『室町期島津氏領国の政治構造』（戎光祥出版、二〇一五年）は、島津氏久が南朝方に属して日向国の救仁院・救仁郷や庄内地方に進出したことを描き出しているが、このような動向は大内氏などにも通じる部分があり、興味深いところである。師久流（総州家）が薩摩、氏久流（奥州家）が大隅・日向に分立している点をどう受け止めるかによつて評価が変わつてこようが、新名の説くように九州探題今川貞世の攻囲をはねのけたことを考慮すると、決して軽視できないように思われる。

また、山名・大内氏らと同じく離反した経緯を持つ上野・越後の山内上杉氏についても、以前は同様の勢力として考えられるのではないかと理解していたが（註(9)拙稿三九頁に「直義派として離反した上杉・山名・大内氏や離反武将討伐に従事する細川・土岐氏など、在国して数ヶ国に影響を及ぼす勢力も出現する」と記している）、当該期の同氏を描いた久保田順一『上杉憲顕』（戎光祥出版、二〇一二年）によれば、両国守護として入った宇都宮氏の勢力、南朝方である新田氏の勢力との間で三つ巴の争いをしており、山内上杉氏がある程度の領域支配を維持できていたわけでは必ずしもなかったようである。ただ、現在急速に進展しつつある東国史研究を追い越していない部分があるため、この時期の山内上杉氏をどのように考えるかについては、さしあたって判断を保留しておきたい。

(124) このような議論については、かつての守護領国制的な見方に近い議論にみえるかもしれないが、註(9)拙稿や拙稿「南北朝期

における所領配分と中央政治」（『歴史評論』七〇〇号、二〇〇八年）で論じたところとの関連でいえば、このように現地で勢力を構築した人物が、平穩になれば上京してくるのが普通であり、京都で政争をおこなっていたことはやはり重要だろう。細川頼之・山名時義らの在国の事例も、そのようななかで上京してきた人々が京都で政争を繰り広げた康暦・永徳期の具体的政治過程の結果、この時期特有のものとしてあらわれてくるものなのである。この点については、重ねて強調しておきたい。